



2024年5月31日

各 位

会社名 株式会社 東京 衡 機
代表者名 代表取締役社長 小塚 英一郎
(コード番号 7719 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理担当 伊集院 功
(TEL. 050-3529-6502)

有価証券報告書等に係る監査報告書の限定付適正意見に関するお知らせ

当社は、第113期(2019年2月期)から第118期(2024年2月期)第3四半期までの訂正後の連結財務諸表および第118期(2023年2月期)の連結財務諸表において、限定付適正意見のついた独立監査人の監査報告書および四半期レビュー報告書を2024年5月30日に受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査およびレビューを実施した監査法人の名称 監査法人アリア

2. 監査報告書および四半期レビュー報告書の内容

(1) 第113期(2019年2月期)有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第113期(2019年2月期)の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠(原文抜粋)は以下のとおりであります。

(限定付適正意見の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は2023年3月3日付の第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当連結会計年度の訂正後の商事取引関連の売掛金は一千円、未収入金一千円、関連損益は、売上高一千円、売上原価一千円、営業外収益(受取手数料)663千円となった。当監査法人が2023年3月7日付で意見表明した訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかつた上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。当該監査範囲の制約は、現時点でも解消していない。また、後記のその他の事項2に記載の前連結会計年度の期首残高に関する元監査人の限定事項について、当監査法人の訂正監査でも、同様に十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。これらの影響は、商事事業の売上高、売上原価、営業外収益(受取手数料)等の特定の勘定科目に限定されるもので、連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的であり、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

(2) 第114期(2020年2月期)有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第114期(2020年2月期)の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根

拠（原文抜粋）は以下のとおりであります。

（限定付適正意見の根拠）

追加情報（商事事業における不適切な売上高等の訂正）に記載されているとおり、会社は2023年3月3日付の第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当連結会計年度の訂正後の商事取引関連の売掛金は97,933千円、未収入金一千円、関連損益は、売上高25,086千円、売上原価16,637千円、営業外収益（受取手数料）36,969千円となった。当監査法人が2023年3月7日付で意見表明した訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかつた上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。当該監査範囲の制約は、現時点でも解消していない。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。この影響は、商事事業の売掛金、売上高、売上原価、営業外収益（受取手数料）等の特定の勘定科目に限定されるもので、連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的であり、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

（3）第115期（2021年2月期）有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第115期（2021年2月期）の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠（原文抜粋）は以下のとおりであります。

（限定付適正意見の根拠）

追加情報（商事事業における不適切な売上高等の訂正）に記載されているとおり、会社は2023年3月3日付の第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当連結会計年度の訂正後の商事取引関連の売掛金は535,872千円、未収入金54,563千円、関連損益は、売上高6,871千円、売上原価一千円、営業外収益（受取手数料）64,264千円となった。当監査法人が2023年3月7日付で意見表明した訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかつた上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。当該監査範囲の制約は、現時点でも解消していない。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。この影響は、商事事業の売掛金、未収入金、売上高、営業外収益（受取手数料）等の特定の勘定科目に限定されるもので、連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的であり、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

（4）第116期（2022年2月期）有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第116期（2022年2月期）の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根

拠（原文抜粋）は以下のとおりであります。

（限定付適正意見の根拠）

追加情報（商事事業における不適切な売上高等の訂正）に記載されているとおり、会社は2023年3月3日付の第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当連結会計年度の訂正後の商事取引関連の売掛金は395,597千円、未収入金は65,700千円、関連損益は、売上高3,530千円、売上原価一円、営業外収益（受取手数料）69,468千円となった。当監査法人が2023年3月7日付で意見表明した訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかつた上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。当該監査範囲の制約は、現時点でも解消していない。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。この影響は、商事事業の売掛金、未収入金、売上高、営業外収益（受取手数料）等の特定の勘定科目に限定されるもので、連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的であり、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

（5）第116期（2022年2月期）第1四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第116期（2022年2月期）第1四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠（原文抜粋）は以下のとおりであります。

（限定付結論の根拠）

追加情報（商事事業における不適切な売上高等の訂正）に記載されているとおり、会社は2023年3月3日付の第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当第1四半期連結会計期間の訂正後の商事取引関連の売掛金は648,295千円、未収入金79,672千円、関連損益は、売上高1,013千円、売上原価一千円、営業外収益（受取手数料）14,287千円となった。当監査法人が2023年3月7日付で意見表明した訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかつた上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。当該監査範囲の制約は、現時点でも解消していない。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。この影響は、商事事業の売掛金、未収入金、売上高、営業外収益（受取手数料）等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国

における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(6) 第116期(2022年2月期)第2四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第116期(2022年2月期)第2四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠(原文抜粋)は以下のとおりであります。

(限定付結論の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は2023年3月3日付の第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当第2四半期連結累計期間の訂正後の商事取引関連の売掛金は459,828千円、未収入金一千円、関連損益は、売上高2,177千円、売上原価一千円、受取手数料31,062千円となった。当監査法人が2023年3月7日付で意見表明した訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかつた上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。当該監査範囲の制約は、現時点でも解消していない。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。この影響は、商事事業の売掛金、売上高、営業外収益(受取手数料)等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(7) 第116期(2022年2月期)第3四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第116期(2022年2月期)第3四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠(原文抜粋)は以下のとおりであります。

(限定付結論の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は2023年3月3日付の第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当第3四半期連結累計期間の訂正後の商事取引関連の売掛金は990,545千円、未収入金151,987千円、関連損益は、売上高3,135千円、売上原価一千円、営業外収益(受取手数料)53,672千円となった。当監査法人が2023年3月7日付で意見表明した訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかつた上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。当該監査範囲の制約は、現時点でも解消していない。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。

た。この影響は、商事事業の売掛金、未収入金、売上高、営業外収益（受取手数料）等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(8) 第 117 期（2023 年 2 月期）有価証券報告書の訂正報告書に係る監査報告書

受領した第 117 期（2023 年 2 月期）の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠（原文抜粋）は以下のとおりであります。

（限定付適正意見の根拠）

追加情報（商事事業における不適切な売上高等の訂正）に記載されているとおり、会社は 2023 年 3 月 3 日付の第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引について第 113 期から第 117 期第 2 四半期までの不適切な会計処理を訂正した。この結果を受け、当連結会計年度の商事取引関連の売掛金は 518,044 千円、貸倒引当金(流動資産) 518,044 千円、関連損益は、売上高 537 千円、営業外収益（受取手数料） 57,568 千円、貸倒引当金繰入額（特別損失） 518,044 千円となっている。当監査法人が 2023 年 3 月 7 日付で意見表明した訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかつた上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。当該監査範囲の制約は、現時点でも解消していない。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。この影響は、商事事業の売掛金、貸倒引当金(流動資産)、売上高、営業外収益（受取手数料）、貸倒引当金繰入額（特別損失）等の特定の勘定科目に限定されるもので、連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的であり、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

(9) 第 117 期（2023 年 2 月期）第 1 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第 117 期（2023 年 2 月期）第 1 四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠（原文抜粋）は以下のとおりであります。

（限定付結論の根拠）

追加情報（商事事業における不適切な売上高等の訂正）に記載されているとおり、会社は 2023 年 3 月 3 日付の第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当第 1 四半期連結会計期間の訂正後の商事取引関連の売掛金は 582,549 千円、未収入金 78,044 千円、関連損益は、売上高 346 千円、売上原価一千円、営業外収益（受取手数料） 21,334 千円となった。当監査法人が 2023 年 3 月 7 日付で意見表明した訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられ

ないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかつた上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。当該監査範囲の制約は、現時点でも解消していない。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。この影響は、商事事業の売掛金、未収入金、売上高、営業外収益（受取手数料）等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(10) 第 117 期（2023 年 2 月期）第 2 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第 117 期（2023 年 2 月期）第 2 四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付修正意見の根拠（原文抜粋）は以下のとおりであります。

（限定付結論の根拠）

追加情報（商事事業における不適切な売上高等の訂正）に記載されているとおり、会社は 2023 年 3 月 3 日付の第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引についての不適切な会計処理を訂正した結果、当第 2 四半期連結累計期間の訂正後の商事取引関連の売掛金は 293,031 千円、未収入金一千円、関連損益は、売上高 561 千円、売上原価一千円、営業外収益（受取手数料）36,159 千円となった。当監査法人が 2023 年 3 月 7 日付で意見表明した訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかつた上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。当該監査範囲の制約は、現時点でも解消していない。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。この影響は、商事事業の売掛金、売上高、営業外収益（受取手数料）等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(11) 第 117 期（2023 年 2 月期）第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第 117 期（2023 年 2 月期）第 3 四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付修正意見の根拠（原文抜粋）は以下のとおりであります。

（限定付結論の根拠）

追加情報（商事事業における不適切な売上高等の訂正）に記載されているとおり、会社は 2023

年3月3日付の第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引について第113期から第117期第2四半期までの不適切な会計処理を訂正した。この結果を受け、当第3四半期連結累計期間の商事取引関連の売掛金は835,001千円、貸倒引当金(流動資産)405,487千円、関連損益は、売上高561千円、売上原価一千円、営業外収益(受取手数料)54,834千円、貸倒引当金繰入額(特別損失)405,487千円となっている。当監査法人が2023年3月7日付で意見表明した訂正監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかつた上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できず、訂正の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。当該監査範囲の制約は、現時点でも解消していない。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。この影響は、商事事業の売掛金、貸倒引当金(流動資産)、売上高、営業外収益(受取手数料)、貸倒引当金繰入額(特別損失)等の特定の勘定科目に限定されるもので、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響が限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(12) 第118期(2024年2月期)第1四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第118期(2024年2月期)第1四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付修正意見の根拠(原文抜粋)は以下のとおりであります。

(限定付結論の根拠)

追加情報(商事事業における不適切な売上高等の訂正)に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度に、第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引について第113期から第117期第2四半期までの不適切な会計処理を訂正した。また、会社は、当第1四半期連結会計期間に商事事業から撤退し、未回収となっている売掛金の回収を進めている。これらの結果、前連結会計年度の商事取引関連の売掛金は518,044千円、貸倒引当金(流動資産)は518,044千円、前連結会計年度の第1四半期連結累計期間の関連損益は、売上高346千円、営業外収益(受取手数料)21,334千円となり、当第1四半期連結累計期間の商事取引関連の売掛金は510,044千円、貸倒引当金(流動資産)は510,044千円、関連損益は、貸倒引当金戻入額(特別利益)8,000千円となっている。

当監査法人は前連結会計年度の監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかつた上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できなかつた。このように、当監査法人は、商事取引関連の勘定残高について十分かつ適切な監査証拠を入手することができておらず、当該監査範囲の制約は、現時点でも解消していない。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかつた。

この影響は、前連結会計年度及び当連結会計年度の第1四半期連結累計期間の商事取引関連の上記の勘定科目に限定され、他の勘定科目には重要な影響を及ぼさないことから、四半期連

結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(13) 第 118 期 (2024 年 2 月期) 第 2 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第 118 期 (2024 年 2 月期) 第 2 四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠 (原文抜粋) は以下のとおりであります。

(限定付結論の根拠)

追加情報 (商事事業における不適切な売上高等の訂正) に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度に、第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引について第 113 期から第 117 期第 2 四半期までの不適切な会計処理を訂正した。また、会社は、当連結会計年度の第 1 四半期連結会計期間に商事事業から撤退し、未回収となっている売掛金の回収を進めている。これらの結果、前連結会計年度の商事取引関連の売掛金は 518,044 千円、貸倒引当金 (流動資産) は 518,044 千円、前連結会計年度の第 2 四半期連結累計期間の関連損益は、売上高 561 千円、受取手数料 (営業外収益) 36,159 千円となり、当第 2 四半期連結累計期間の商事取引関連の売掛金は 486,044 千円、貸倒引当金 (流動資産) は 486,044 千円、関連損益は、貸倒引当金戻入額 (特別利益) 32,000 千円となっている。

当監査法人は前連結会計年度の監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかった上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できなかった。このように、当監査法人は、商事取引関連の勘定残高について十分かつ適切な監査証拠を入手することができておらず、当該監査範囲の制約は、現時点でも解消していない。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は、前連結会計年度及び当連結会計年度の第 2 四半期連結累計期間の商事取引関連の上記の勘定科目に限定され、他の勘定科目には重要な影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(14) 第 118 期 (2024 年 2 月期) 第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る四半期レビュー報告書

受領した第 118 期 (2023 年 2 月期) 第 3 四半期の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠 (原文抜粋) は以下のとおりであります。

(限定付結論の根拠)

追加情報 (商事事業における不適切な売上高等の訂正) に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度に、第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引について第 113

期から第 117 期第 2 四半期までの不適切な会計処理を訂正した。また、会社は、当連結会計年度の第 1 四半期連結会計期間に商事事業から撤退し、未回収となっている売掛金の回収を進めている。これらの結果、前連結会計年度の商事取引関連の売掛金は 518,044 千円、貸倒引当金（流動資産）は 518,044 千円、前連結会計年度の第 3 四半期連結累計期間の関連損益は、売上高 561 千円、受取手数料（営業外収益）54,834 千円となり、当第 3 四半期連結累計期間の商事取引関連の売掛金は 405,121 千円、貸倒引当金（流動資産）は 405,121 千円、関連損益は、貸倒引当金戻入額（特別利益）112,922 千円となっている。

当監査法人は前連結会計年度の監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかつた上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できなかった。このように、当監査法人は、商事取引関連の勘定残高について十分かつ適切な監査証拠を入手することができておらず、当該監査範囲の制約は、現時点でも解消していない。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

この影響は、前連結会計年度及び当連結会計年度の第 3 四半期連結累計期間の商事取引関連の上記の勘定科目に限定され、他の勘定科目には重要な影響を及ぼさないことから、四半期連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的であり、四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

(15) 第 118 期（2024 年 2 月期）有価証券報告書の監査報告書

受領した第 118 期（2024 年 2 月期）の連結財務諸表に係る監査報告書の限定付適正意見の根拠（原文抜粋）は以下のとおりであります。

（限定付適正意見の根拠）

追加情報（商事事業における不適切な売上高等の訂正）に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度に、第三者委員会の調査結果を受け、商事事業における売上取引について第 113 期から第 117 期第 2 四半期までの不適切な会計処理を訂正した。また、会社は、当連結会計年度に商事事業から撤退し、未回収となっている売掛金の回収を進めている。これらの結果、当連結会計年度の商事取引関連の長期営業債権は、359,121 千円、貸倒引当金（固定資産）は、359,121 千円、関連損益は、貸倒引当金戻入額（特別利益）158,922 千円となっている。

当監査法人は前連結会計年度の監査において、商事取引の実態や資金循環の疑いを検証するため取引先の会計帳簿や預金通帳・商事取引の証憑書類の開示を要請したが、取引関係者から開示を拒否され開示を受けられないなど、取引関係者から十分かつ適切な監査協力を得ることができなかつた上、商事事業の売上取引やその売上物品が実在したことを事後的に検証可能にする仕入検品時や売上物品の引渡時の客観的な記録が会社に整備されていないなど、取引の実在性を合理的に検証するための十分かつ適切なエビデンスが確認できなかった。当該監査範囲の制約は、現時点でも解消しておらず、商事取引関連の勘定残高について十分かつ適切な監査証拠を入手することができていない。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができていない。

この影響は、当連結会計年度の商事取引関連の上記の勘定科目に限定され、他の勘定科目には重要な影響を及ぼさないことから、連結財務諸表全体に及ぼす影響は限定的であり、連結財

務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。このため、当監査法人は、当連結会計年度の連結財務諸表について限定付適正意見を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

3. 監査報告書および四半期レビュー報告書の受領日

2024年5月30日

4. 今後の対応

当社は、限定付適正意見に至った事由を重く受け止め、再発防止に向けた取り組みを行うとともに、第119期の年度監査に協力してまいります。

株主の皆様をはじめ投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引様その他すべてのステークホルダーの皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

以上